

目 次

令和6年9月10日（火曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	1
開会、開議	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告	6
（総務建設常任委員会）	6
（教育民生常任委員会）	9
（公共用施設跡地等利活用検討特別委員会）	14
（議会活性化特別委員会）	15
委員長報告に対する質疑	16
（総務建設常任委員会）	16
（教育民生常任委員会）	16
（公共用施設跡地等利活用検討特別委員会）	16
（議会活性化特別委員会）	17
議案の上程、提案理由の説明	17
（議案第1号～同意第2号）	
提案理由に対する質疑	24
（議案第1号～同意第2号）	
委員会付託（議案第1号～議案第8号）	24
討論、採決（議案第10号）	24
採決（同意第1号及び同意第2号）	26
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	27
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	27
討論、採決（発議第1号）	27

休憩（午前10時49分）	28
再開（午前11時00分）	29
決算特別委員会委員の選任（決定第1号）	29
休憩（午前11時01分）	29
再開（午前11時03分）	30
決算特別委員会の正副委員長の決定	30
委員会付託（議案第9号）	30
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	31
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	32
討論、採決（発議第2号）	36
議案の上程、趣旨説明（発議第3号）	38
趣旨説明に対する質疑（発議第3号）	39
討論、採決（発議第3号）	41
土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 （選挙第1号）	41
散会（午前11時36分）	42

目 次

令和6年9月18日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	45
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	45
（総務建設常任委員会）	46
（教育民生常任委員会）	48
委員長報告に対する質疑	50
（総務建設常任委員会）	50
（教育民生常任委員会）	50
一般質問	50
7番（大野一行君）	51
4番（森 英樹君）	60
休憩（午前10時49分）	67
再開（午前11時00分）	67
3番（宮原隆昌君）	67
1番（岡本真澄君）	70
9番（福本耕太君）	78
休憩（午後0時08分）	91
再開（午後0時15分）	91
8番（鈴木美香君）	92
討論、採決（議案第1号～議案第8号）	99
議案の上程、提案理由の説明	105
（議案第11号及び議案第12号）	
提案理由に対する質疑	105
（議案第11号及び議案第12号）	
討論、採決（議案第11号及び議案第12号）	106
議員の派遣	107
閉会中の継続調査申出	107
閉会（午後0時48分）	107

令和6年9月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第78号

令和6年9月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年9月3日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和6年9月10日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和6年9月10日（火曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和6年9月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、条例関係が4件、令和6年度補正予算関係が4件、決算認定が1件、香川県後期高齢者医療広域連合関係が1件、人事案件2件の合計12件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げて、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る9月3日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等につ

いて、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る9月3日、委員会室におきまして、9月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日10日から18日までの9日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査結果及び継続審査結果について、各常任委員長、公共用施設跡地等利活用検討特別委員長、議会活性化特別委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第1号から同意第2号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第1号から議案第8号までを各常任委員会に付託します。

次に、議案第10号、同意第1号および同意第2号の採決を行います。

続きまして、発議第1号 決算特別委員会の設置についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行い、決定第1号 決算特別委員会委員の選任についてで、委員の指名を行います。

次に、閉会中の決算特別委員会に議案第9号の付託審査をお願いいたします。

続いて、発議第2号 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

11日から17日までは休会とし、18日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります8月30日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第1号から第8号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出について採決をお願いしたい

と考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、9月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から18日までの9日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和6年9月10日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（森田哲也）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（道下学）
--------------	---------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和6年9月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月10日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会、議会活性化特別委員会）
- 第4 議案第1号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第2号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第4号 土庄町エンジェルロード公園の設置及び管理に関する条例
- 第8 議案第5号 令和6年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第6号 令和6年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第7号 令和6年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第8号 令和6年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第9号 令和5年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第10号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第14 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第15 同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第16 発議第1号 決算特別委員会の設置について
- 第17 決定第1号 決算特別委員会委員の選任について
- 第18 発議第2号 有機フッ素化合物(PFAS)対策の推進を求める意見書について
- 第19 発議第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書について
- 第20 選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年9月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

工事請負契約の変更に係る専決処分報告について、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、令和5年度一般財団法人小豆島北部みらい事業報告および決算、ならびに令和6年度一般財団法人小豆島北部みらい事業計画および予算についての報告を配布しております。

朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思っております。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について3件配布しております。

朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思っております。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番 鈴木美香君、9番 福本耕太君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、9月10日から9月18日までの9日間にいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの9日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告

○議長(濱野良一君)

日程第3、閉会中の継続調査結果報告及び継続審査結果報告を議題といたしま
す。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長(小川務君)

おはようございます。

令和6年8月27日に閉会中の総務建設常任委員会を開催しましたので、その
内容をご報告いたします。

まず、総務課から3点説明がありました。

1点目、旧土庄高校跡地整備事業について、今年度で旧土庄高校跡地の造成、
とのたる館の整備、土庄第二体育館トイレ整備が完了し、各施設の管理・運用
が複数課で行われていくので、情報共有および利用者の利便性が図られるよう
関係課との連携を進めたいと考えている。

また、周辺自治会より緊急避難所として「とのたる館」を開放してほしいと
の要望があり、検討したいと考えているとの説明がありました。

委員から「利活用検討地に何らかの使用目的のめどが立っているのか」との
質問に、現在のところは使用する計画などはないとの回答がありました。

2点目、行政情報システム管理事業についてです。

1つ目に、自治体情報システムの標準化・共通化について、町としては、令和
7年11月頃に標準化・共通化へシステム移行、データ移行を行う予定としてお
り、それともなう補正予算を9月議会に提案する予定との説明がありました。

2つ目に、DXの推進について、業務の効率化および町民サービスの向上に向
け、現状の問題点を洗い出し、DXを推進するための方法を検討するプロジェク
トチームを庁内に昨年9月立ち上げ、課題解決に向け協議をおこなっている。

3つ目に、令和6年度デジタル実装計画策定支援事業について、デジタル田園

都市国家構想の実現のため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、住民サービスの向上や地域課題の解決を目指すため、伴走支援を行う業者や DX 推進プロジェクトチームと連携しながら協議を行っている。

3 点目、ハザードマップ作成の進捗状況について、基本的な仕様として、対象災害を土砂災害、洪水、高潮、津波とし、サイズは A1 両面で、地図面と防災啓発面を記載することとしている。

地図面の裏面に、ハザードマップの使い方、土砂災害や地震など災害ごとの特徴・特性、家族で避難について話し合ったりできるよう書き込みができるマイ・タイムラインや備蓄品のチェックリストといったページを掲載する予定である。

今後、この内容を可能な限り地域の意見も踏まえて作成したいと考えているので、地元説明会などを実施していきたいと考えているとの説明がありました。

委員から、配布時期はいつ頃ぐらいを考えているのかとの質問があり、作成期間が 2 月末で 4 月の広報もしくは 3 月の広報ぐらいが配布できる時期だと思っているとの回答がありました。

次に、企画財政課から 3 点説明がありました。

1 点目、自動運転バスの実装実験について、小豆島における将来的な人的作業負担の削減に向けた取り組みとして、自動運転バスの実装運行を行うものである。

運行ルートは、土庄港からエンジェルロードまで、走行距離は片道約 2.7km、走行時間は片道約 10 分で、走行期間は、9 月 11 日～17 日まで、便数は、1 日 7 往復を想定している。国の地域公共交通確保維持改善事業の補助を活用し、補助率が 10 分の 10、交付決定金額は 3500 万円となっている。

2 点目、11 月に開催される全国醤油サミットについて、正式名称を第 10 回全国醤油サミット in 小豆島～世界へ広げよう日本の醤油文化～とし、開催期間は、令和 6 年 11 月 2 日～3 日の 2 日間、内容としては、11 月 2 日が全国醤油産地市町村協議会の総会、式典・シンポジウム、レセプションは、オリビアン小豆島 夕陽ヶ丘ホテルで開催する予定。11 月 3 日は、展示会やミニ講演、醤油樽の制作実演などを予定しているとの説明がありました。

3 点目、バスロケーションシステムの導入について、観光庁の事業で、オリーブバス、小豆島町営バス、豊島シャトルバスにバスロケーションシステムを導入するものである。

バスロケーションシステムを導入することで、バスの混雑の減少や臨時便の増車の減少という効果を期待している。

事業費は 2500 万円、補助率が 3 分の 2 となっており、バスの台数で小豆島町と案分している。また、導入する実施主体は、小豆島地域公共交通協議会とし

ており、9月議会に補正予算を提案する予定と説明がありました。

委員から、ランニングコストや通信費、機械の更新などをしっかりと検証しながら進めていただきたいとの意見がありました。

そのほか、四海地区で実施している乗合タクシーについての報告がありました。

次に、建設課から2点説明がありました。

1点目、沖之島離島架橋事業について、現在施工中の第10工区と第11工区の進捗状況についての説明があり、当事業の完成は令和7年度を目標としていたが、当該工事箇所は施工エリアは大変狭く、工事進捗が当初予定より進まなかったこと、また現場での施工方法の検討調整や海苔養殖漁期の海上工事の制限等もあり、令和7年度の事業完成は工程的に大変厳しく、完成は令和8年度になる予定との説明がありました。

委員から、現在の進捗率はどの程度になるのかとの質問に、6割程度との回答がありました。

2点目、渕崎都市下水路事業について、大谷ポンプ場幹線整備工事(第2工区)では、工事期間の短縮を図るため、現場養生による車両通行の安全を確保したうえで、終日、片側交互通行での施工方法に変更した。これにより施工効率が向上し、資材費および仮復旧費の削減が図られた。今年度の工事発注については、現在、入札手続き中との説明がありました。

委員から、工法の変更によってどれぐらいの工期短縮とコストダウンがあったのかの質問に、当初、1カ月程度を想定していた工期が約1週間短縮し、費用については、主に仮復旧費の削減により600万円程度削減することができたとの回答がありました。

次に、農林水産課から、唐櫃漁港海岸整備事業は、実施設計業務が7月末に完了し、今年度のスケジュールとしては、繰越予算分の工事を発注し、1月末を目標に完了させ、続いて、今年度予算分の工事を発注したいと考えている。秋以降は、海苔養殖の作業時期を迎えることから、漁業従事者と調整を図りながら事業の進捗に努めたいとの説明がありました。

2点目、多様な農業人材経営計画認定制度について、香川県では、これまで農業における核となる担い手として、認定農業者、認定新規就農者、集落営農の育成・支援により農業の振興を図ってきたが、農業従事者の高齢化、減少により遊休農地の増加が進んでおり、核となる担い手だけでは地域農業を維持していくことが困難な状況になっている。これまでの核となる担い手に加え、経営発展に意欲的な農業者を幅広く担い手として、現在、町が策定中の「地域計画」に、「農業を担う者」として位置づけられた農業者が創意工夫により経営発展を目指す経営計画を認定し、認定を受けた「認定農業人材」に支援を行うために、

今年度、創設された新たな制度であるとの説明がありました。

次に、商工観光課から、1点目、エンジェルロード公園駐車場の一部有料化について、本事業については、小豆島町と土庄町の両町で採択を受けたもので、有料化するのには、エンジェルロード公園の第一駐車場で、普通車28台、うち思いやり駐車場は2台、それから大型バス4台を整備する予定である。

事業の概算として、約3800万円弱を見込んでおり、9月議会に条例、事業費の補正予算などの議案を提案する予定との説明がありました。

委員から、料金設定、機器の維持管理などの質問がありました。

2点目、雇用対策についてです。

1つ目は、超短時間雇用小豆郡モデル（仮）の導入について、小豆郡内の慢性的な人材不足ということで、事業者が求める常用のフルタイム人材が確保しにくいという分析が出ている。何らかの事情により、常用フルタイムができない未活用人材を活用していくための超短時間雇用小豆郡モデルを、今後、東京大学の先端科学技術センターと連携して取り組み、検証していくとの説明がありました。

2つ目に、特定地域づくり事業協同組合について、この事業協同組合は、事業者には人材派遣を行い、スポット的な人材不足に対応するためのものとなっており、国の交付金などを活用して、両町で連携して香川県内初めて設立を目指すものである。地域内外の雇用の創出や人材の確保などにより、地域社会の維持、地域経済の活用を図るものになっているとの説明がありました。そのほか、小豆島まつりなど4件の報告がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

8月27日に開かれました閉会中の教育民生常任委員会について報告いたします。

まず、教育総務課からは、遠隔授業の実施について報告がありました。

本来、中学校は、小規模でも必要な専門性を有する教員免許を持つ教員を配置することが原則だが、できない場合にはICTを活用した遠隔授業ができるとなっている。豊島中学校には現在、技術科目の免許を有する教員が配置されておらず、専門外の教員が授業を指導している。

一方、土庄中学校には、技術の免許を有する教員がいるため、土庄中学校を配信側として、ズームを用いて豊島中学校との遠隔合同授業を行いたいと思っ

ている。具体的には、ICT を活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業になる。双方向で、対話や質問、議論を行うこともできる。

なお、豊島中学校の保護者への説明会を7月28日に実施し、理解を得ているため、2学期から実施したいと説明がありました。

委員より、人格形成は対面授業が基本原則だが、人への思いやりなどは遠隔授業ではできないが、そのあたりは、との質問には、人間性を養う点では、遠隔授業より対面がはるかに効果がある。ICT の活用は、専門性の高い授業を子どもたちが受けられるようにするためのものだと答弁がありました。

また、遠隔教育を広げて不登校の家庭勉強に活用する考えはあるのか、との問いには、将来的にはあるかもしれないが、まずは、子どもたちが集団の中で社会性を築くことを念頭に進めたいと答弁がありました。

また、今回の授業でシェアする土庄中学校側の生徒は、との問いには、1学年90名弱なので、1クラス20人後半程度と、答弁がありました。

また、人事異動なども含めて課題整理の議論が県教委との間で必要ではないか、との問いに、「今回の件は、県教委とは相談している。実証の効果をつかみながら、ノウハウを作って今後につなげていきたい」と答弁がありました。

最後に、意見として、オンラインの活用は、学びのツールの1つだ。学校や教師に代わるものではない。町としては、正職の教員を増やす努力は継続してほしいとの発言がありました。

続きまして、生涯学習課から北浦体育館天井修繕について説明がありました。

体育館入口玄関ホールおよび2階バルコニー部分の釣り天井が落ちてきおり、今後、地震等の発生により天井が落下する恐れがあるため、早急に改善を行いたいと考えている。現在は、支柱を立てて、天井の落下防止を行い、また、玄関ホールには防護ネットを設置して応急対応しているが、釣り天井を撤去することで対応したいと考えている。撤去予算は、9月補正予算で計上を予定しているとのことでした。

委員より、住民から通報があったのか、との問いには、定期利用団体から連絡があったと答弁がありました。

また、取り外した後はコンクリート面がむき出しの状態が残るのか、との問いには、そうだと答弁がありました。

次に、大坂城残石記念公園への寄付金について報告がありました。

四国地区「道の駅」連絡会の会員である株式会社建設マネジメント四国が設立10周年記念の社会貢献事業の支援先に、「大坂城残石記念公園」が選定され、7月9日に贈呈式を執り行い、100万円の寄付をいただいた。寄付金は、残石記念公園の照明設備の改修および簡易テントの購入に使用するとの説明がありま

した。

委員より、照明設備改修により、残石公園の建物すべてがLEDに変わるのか、との問いには、今回、売店がある管理棟、展示室、収蔵棟の3カ所をLED化する予定で、これで全てがLEDに変わるとの答弁がありました。

また、寄付金で購入するテントの数について質問があり、「1張」と答弁がありました。

健康福祉課からは、議題3点について説明がありました。

1つ目は、令和5年度の価格高騰給付金終了について、給付実績は、令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯461世帯に対し、457世帯に給付した。給付率は99.13%。そのうち、こども加算対象世帯35世帯は全世帯に給付。非課税世帯こども加算対象世帯73世帯も全世帯に給付。

また、5月に入り、未申請の世帯に対し、書類の再送付や電話番号がわかる人には電話の対応を行った。また、現在実施中の令和6年度の給付金について、8月23日現在で、非課税世帯は202世帯、均等割のみ課税世帯は103世帯となっています。こちらも、100%の給付に近づけられるよう努めたいとのことでした。

2点目、児童手当の制度改正について、この度、児童手当法が改正されたことにより、令和6年10月から児童手当制度が抜本的拡充されることになった。

まず、制度改正の内容について、①支給対象児童の年齢を中学生までから高校生年代まで延長になり、②所得制限の撤廃により、高校生年代までを養育するすべての子育て世帯が、児童手当を受け取ることができるようになる。③第3子以降の支給額を1万5000円から3万円に増額。④第3子以降の算定に含める児童の年齢を高校生年代から大学生年代まで延長。⑤支給月を年3回から年6回に変更し、令和6年12月から偶数月に支給をする。例えば、21歳、14歳、7歳の子どもを養育している場合、大学生年代である21歳の子どもを第1子とし、14歳の子どもを第2子、7歳の子どもを第3子とする。14歳の子どもは第2子となり、月1万円、7歳の子どもは第3子となるため、月3万円、合計4万円が支給される。

また、この制度の改正に伴って新たに手続きが必要な方には、9月上旬に案内文を送付予定だ。受付期間は、新たに手続きが必要な方は、制度改正の猶予期間が設けられているため、令和7年3月31日までに手続きをおこなえば、令和6年10月からの手当に反映されるが、令和7年4月1日以降に申請を行った方は、申請月の翌月からの支給となる。そのため、広報や勧奨通知を行うことで、漏れがないように進める。また、この改正に伴うシステム改修費用を9月議会に提出予定との説明がありました。

委員より、第1子が21歳で社会人の場合、第2子が第1子になるのか、とい

う問いには、例えば 21 歳の学生でなくて、社会人でも、家族での生計において負担があったり、何かしらの扶養を取られている場合は、社会人であっても第 1 子として換算すると答弁がありました。

逆に、16 歳でも家を出れば第 1 子と数えないのか、との問いには、16 歳の方で仕事をされていたとしても、基本的には第 1 子、第 2 子として換算する。国の Q&A によると、もともとご結婚された場合に関しては、その世帯から抜けたという解釈になるので、第 1 子としてみなさないという Q&A が出ていたんですが、今回の制度改正により、結婚していても養育環境として親との関係があれば、第 1 子としてみなしても良いということになっているとの説明がありました。

財源は、との問いには、児童手当の制度では、0 歳から 3 歳までの厚生年金をかけている方に関しては、国費等が 45 分の 37。県費が 45 分の 4、町が 45 分の 4、その他に関しては、国費が 3 分の 2、県費 6 分の 1、町費 6 分の 1、次の令和 6 年 10 月からに関しては、今回、国費に変動があるが詳しくは現段階ではわからないと答弁がありました。

3 点目、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種について説明がありました。

事業概要。特例臨時接種の全額公費接種は、令和 6 年 3 月末で終了となったため、令和 6 年 4 月 1 日以降、対象者に新型コロナの重症化予防を目的として秋冬に定期接種を行う。

対象者は、接種日において、65 歳以上の方、または 60～64 歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極限（後ほど、訂正あり）に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害（いずれも対象となる障害単独で身体障害者手帳 1 級相当の障害）を有する方。

接種期間は、令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日。

接種回数は、1 回。

実施体制は、10 月より各医療機関において個別接種。なお、9 月末に各機関へ予診票を配布する。

財源は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業により、国から接種 1 回あたり 8300 円の助成があり、今年度の自己負担額は、小豆島町と協議し、郡内統一料金の方の一般の方は 2100 円、生活保護の方は無料。

接種見込みの数は、令和 5 年度秋開始接種を参考に、対象者の 4 割の 2269 人を見込んでいるとのことでした。

委員より、現在の患者数は、との問いには、細かい数字はない。郡内の比率で把握していると答弁がありました。

ワクチンで問題は発生していないのか、との問いには、令和4年度に1件あり、去年それに伴う審議会を行い、国のほうに答申して認められ、9月議会で補正予算を出す。

対象者65歳以上というのは10月1日時点か、との問いには、接種日に満65歳。

国の補助、接種1回で8300円と委託料1万5300円との関係は、との問いに対しては、1万5300円の内訳は、自己負担が2100円、町の負担が1万3200円で、このうち8300円が国の補助で賄われている」との答弁がありました。

広報周知の方法は、との問いには、インフルエンザなどと同様の扱いと答弁がありました。

住民環境課より、はじめに、「カーボンニュートラルに向けた取組」の進捗状況等について説明がありました。

7月17日に、計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルの公告を実施した。

7月18日、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受けた。補助率は、対象経費の4分の3、交付決定額は約750万円。

8月9日に計画策定支援業務公募型プロポーザルの審査として、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施。プロポーザルに参加した事業者は3社。プロポーザルの審査の結果、株式会社四電技術コンサルタントを委託候補者として計画策定業務に係る委託契約を締結した。

今後は、「土庄町地球温暖化対策実行計画策定委員会」を設置する予定としており、来年1月までに3回程度の開催を予定しているとのこと。策定委員会の開催時や協議内容、委員の選定等は、委託事業者である四国（後ほど、訂正あり）技術コンサルタントと協議しながら検討していくと報告がありました。

また、補助金を受けて計画を策定するために令和7年1月下旬までに全ての事業を終了させ、実績報告までを行う予定とのことでした。

2点目、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣申請について、地域脱炭素に関する知識やノウハウを得ることを目的に環境省が実施している「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣申請を行っており、9月上旬に採択結果が通知される予定とのことでした。

3点目、土庄町カーボンニュートラル推進プロジェクトチームの推進状況について、6月3日にプロジェクトチームを創設し、会議を2回開催した。全庁、各課のカーボンニュートラルに向けた取り組みに対する課題等の整理について、また、ブルーカーボン（藻場再生）に関することを議題として協議したとのことでした。

委員より、町職員も月1回なり週に1回なり具体的にバス利用すればどうか、

という意見や今年度以降についての活動は、などの質問が出されました。

執行部より、今年度は計画を作り、来年以降がいわば本番になると答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会からの報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

すみません。2点訂正をいたします。

1つは、コロナワクチンの予防接種についての部分で、対象者について、日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方というところを、私が極限に制限されるというふうに申し上げましたので、「極度」に訂正をいたします。

もう1点は、住民環境課からの土庄町地球温暖化対策の事業について、委託業者の名称で、「四電技術コンサルタント」が正式名称ですが、四国技術というふうに言い間違えたということですので、訂正をしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

公共用施設跡地等利活用検討特別委員長 森英樹君。

○公共用施設跡地等利活用検討特別委員長（森英樹君）

おはようございます。

閉会中の令和6年7月3日、7月9日、8月7日、8月27日に公共用施設跡地等利活用検討特別委員会を開催しましたので、その内容についてご報告いたします。

まず、7月3日、7月9日の2回に分けて、前回の委員会で説明を受けた使用されていない公共用施設、旧小学校、幼稚園、保育所など計20カ所のうち17カ所の視察を行いました。

視察終了後、参加した議員に視察後の感想、意見、提案などをお願いいたしました。

8月7日の委員会では、参加した議員から提出された感想、意見、提案をもとに審議を行いました。

提案されたものを大きくまとめますと、どの施設も建築から相当年数が経っており、ほぼ耐震化されておらず、経年劣化と放置で予想以上に老朽化が進んでいる状況だった。利活用できる施設は、ほぼないという印象。保育所、幼稚園、小学校校舎の内部は残留物が多数あり、整理が必要ではないか。プール跡は防火用水以外の利活用は考えられず、安全面の管理が必要である。災害特別警戒区域にかかっている区域があり、規制がかかるので売却するにしても検討が必要。立地が良い施設については、現状のまま公募で売却を検討してはどうか。利活用を検討する際、地元住民の要望はないか聴取する必要があるのでは

ないか。

その他、委員から庁舎跡地の利活用のイメージ図の提出もありました。

また、商工会から庁舎跡地の利活用の要望があったことを報告しました。

次回以降の委員会では、着地点を見つけるのは難しいが、ある程度見える化したかたちで、施設ごとに検討していく方向になりました。

8月27日の委員会では、執行部から土庄町中央部（後ほど、訂正あり）のアイランドタウン創生プラン基本構想（案）の説明を受けました。

執行部に対し、議会でも特別委員会を設置して協議しており、跡地に特化した提案になるかもしれないが、お含みおきいただきたいとの意見がありました。

以上で、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の報告を終わります。

○公共用施設跡地等利活用検討特別委員長（森英樹君）

すみません。1点、訂正させていただきます。

8月27日の委員会の、執行部から、土庄町中心部のアイランドタウン創生基本構想プランというのが正解でございます。土庄町中心部のアイランドタウン創生プラン基本構想（案）でございました。以上、訂正させていただきます。

○議長（濱野良一君）

議会活性化特別委員長 小川務君。

○議会活性化特別委員長（小川務君）

おはようございます。

去る7月9日および7月30日に議会活性化特別委員会を開催しましたので、その内容についてご報告申し上げます。

7月9日に第1回の委員会を開催するにあたり、事前に全議員から議会活性化に関するテーマを募集しました。

大きく分けて7項目の提案がありました。議会BCPの策定、タブレットの利活用の検討、議会基本条例の検討、議会の条例、規則等の見直し、町民とのコミュニケーションのあり方などの提案があり、優先順位を決めて順番に取り上げることにしました。

今後の進め方としては、災害がいつ起こるかわからないので、議会BCPは早急に決めておく必要があるとの意見があり、まず議会BCPの作成から進めることとした。

また、委員から議会の条例、規則等の見直しの件について、議員全員に意見を聞いてみてはどうかという意見がありました。

次回の委員会までに議会BCPの資料を集めて、次回審議することとなりました。

7月30日の第2回の委員会では、議会BCPの策定に向けて、他市町の議会BCPを参考にどのようなことを決めないといけないかの確認を行った。

災害時の安否確認の方法や連絡体制、情報収集、時系列による議員の行動フローなどについて協議を行いました。

離島であることから他の市町とは取り扱いが異なる部分もある、被災した方の意見を聞いて取り入れたらどうか、などの意見がありました。

今回は、たたき台の案を作成し、土庄町の特性に合った計画を詰めていくことになりました。

そのほか、議会の条例、規則等の見直しについて、まずは事務局から一覧をタブレットにアップしてもらって、全体の確認作業を行ってから協議する流れとなりました。

以上で議会活性化委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

公共用施設跡地等利活用検討特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

議会活性化特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議会活性化特別委員会委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～同意第2号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第1号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の件から、日程第15、同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、議案第1号から議案第4号につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例でございます。正規職員の旅費申請を庶務事務システム上で実施するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

議案第 3 号 土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号の指定期間が令和 6 年 6 月 30 日で終了したことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

続きまして、議案書の 6 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土庄町エンジェルロード公園の設置及び管理に関する条例でございます。

土庄町エンジェルロード公園の整備に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本条例を制定しようとするものでございます。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、私のほうから議案第 5 号から議案第 8 号までの補正議案についてご説明いたします。

まず、議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 5 号 令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特別財源につきましては、歳出の際に説明します。

歳出といたしまして、26 ページ、27 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目 職員給与費 2681 万 3 千円です。令和 6 年度から水道企業団へ身分移管した職員に係る退職給付引当金相当額を水道企業団に対して支払うものです。

その下、5 目 旧土庄高校跡地整備事業 953 万 1 千円です。既存施設の運用を続けながらの工事施工に伴う仮設道路等の設置および既設埋設材の撤去等に伴い、施工内容を変更する必要が生じたため、不足する経費を計上しています。

その下、6 目 地域公共交通活性化・再生総合事業 1200 万円です。小豆島地域公共交通協議会において、路線バスにバスロケーションシステムを導入するため、負担金と貸付金を計上しています。

同じく 6 目 域学連携交流事業 174 万 6 千円です。「石の島」小豆島としての魅力を発信できるようなお土産商品の開発を行うため、必要な経費を計上しております。

続いて、8 目 自治振興助成事業 32 万 2 千円です。見目自治会から 2 カ所の集会所において屋根の修繕に係る助成の申請があったため、必要な経費を計上するものです。

その下、10 目 豊島交流センター維持管理費 28 万円です。強風により豊島交

流センターの屋根の破風板が外れてしまったため、修繕費を計上しています。

次に、11目 行政情報システム管理事業 1079万4千円です。システム移行およびデータ移行をスムーズかつ安価に行うための経費を計上しております。

その下、17目 豊島振興基金費の基金積立費 1億円です。ふるさと豊島振興基金の基金積立費を計上しています。

28ページ、29ページをお願いします。

3款1項2目 介護保険事業 218万8千円です。介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正です。詳細につきましては、特別会計のほうで説明させていただきます。

次に、3款2項2目 児童手当支給事業 42万9千円です。児童手当の制度改正に伴うシステム改修費を計上しております。

その下、9目 公立認定こども園維持管理費 14万6千円です。北浦こども園のエアコンが故障したため修繕費を計上しています。

次に、4款1項2目 予防接種事業 3082万7千円です。12節については、新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る接種費用の助成、18節については、コロナワクチン接種による健康被害について、国の疾病認定が成されたことに伴う給付金の支給額を計上しています。

30ページ、31ページをお願いします。

4款2項2目 塵芥処理事業 100万円です。食品ロスの実態を把握するため、家庭から出される一般廃棄物に含まれる食品廃棄物の発生状況を調査する経費を計上しております。

次に、6款1項3目 有害鳥獣被害防止対策事業 11万円です。ヌートリアの箱罾の在庫が不足しているため、新たに購入する経費を計上しております。

同じく、3目 豊島食プロジェクト推進事業です。地域おこし協力隊の活動経費を今後の予定に合わせて節の組み替えを行うものです。

同じく、3目 農業振興事業▲110万9千円です。地域おこし協力隊の任用期間の変更に伴う、報酬と職員手当等を減額しております。

32ページ、33ページをお願いします。

6款1項5目 町土地改良事業 170万9千円です。北山地区の農道の石積みの修繕と舗装、小海地区の畑地かんがい施設については、漏水に係る修繕費を計上しております。

また、原材料費については、自治会から要望が多く原材料費が不足しているため、増額しようとするものです。

次に、6款2項1目 林業振興事務費 1万9千円です。森林環境譲与税が見込みより増額となったため、かがわ森林整備担い手対策協議会負担金を増額するものです。

同じく、1目 森林整備促進基金積立金 16万7千円です。増額となった森林環境譲与税を林業振興事務費に充当した残り部分について基金に積立てるものです。

次に、3項2目 漁港維持管理費 52万5千円です。小部漁港について、水門のハンドルに係る修繕費、田井漁港については護岸の差板が腐食しているため、取り替える経費を計上しております。

34ページ、35ページをお願いします。

7款1項3目 観光事務費 83万6千円です。土渕海峡の賑わい創出のため、海峡の長さを表示した看板を新たに設置する経費を計上しております。

同じく、3目 観光団体・イベント助成事業 1070万3千円です。小豆島観光協会が島内の観光地に多言語案内看板と分別ゴミ箱を設置するための負担金と貸付金を計上しております。

その下、3目 エンジェルロード公園運営事業 3583万3千円です。観光庁の補助金が採択されたため、当初リース料で予算編成していた駐車場整備費用を工事費に変更するものです。

同じく、3目 日本遺産推進事業 20万円です。日本遺産地域活性化応援補助金について、追加の申請があったため増額補正するものです。

次に、8款2項2目 町道新設改良事業 2448万6千円です。豊島の町道壇山線において、ふるさと豊島振興基金を活用し、未舗装部分の箇所をコンクリート舗装する工事費を計上しています。

同じく、3項1目 自然災害防止事業 330万円です。伊喜末赤崎地区の急傾斜崩壊防止工事における工事用道路の原状復旧に係る費用の不足分を計上しております。

36ページ、37ページをお願いします。

2段目ですが、8款4項2目 単県港湾改良事業 159万5千円です。北浦港の護岸改良工事において、張りコンクリートを延長する必要が生じたため、追加の工事費を計上しております。

次に、5項3目 社会資本交付金事業（都市下水路整備） 250万円です。近隣家屋への工事による振動の影響を考慮し、追加で矢板を使用することとしたため、不足する経費を計上しております。

その下、9款1項2目 消防団運営事業 16万7千円です。壇山（後ほど、訂正あり）班軽四積載車の廃車に伴う費用、また唐櫃岡班軽四積載車の登録に係る費用および伊喜末地区のホース格納箱の購入費を計上しております。

38ページ、39ページをお願いします。

9款1項2目 消防団施設維持管理費 196万5千円です。消火栓の新設1カ所、修繕3カ所に係る水道企業団への負担金を計上しております。

続いて、10 款 2 項 1 目 小学校維持管理費 26 万円です。土庄小学校においてネットワークの不具合等が発生しているため、ネットワーク環境の診断を行う経費を計上しております。

その下、3 項 1 目 中学校運営事業 10 万円です。土庄中学校の部活動支援として寄付があったため、中学校へ補助金として同額を計上しております。

同じく、1 目 中学校維持管理費▲5 万 9 千円です。小学校維持管理費のネットワーク環境の診断に係る経費への組み替えとして減額するものです。

40 ページ、41 ページをお願いします。

10 款 4 項 6 目 大坂城残石記念公園運営事業です。地域おこし協力隊の活動内容に合わせて節の組み替えを行うものです。

同じく、6 目 大坂城残石記念公園維持管理費 100 万円です。「道の駅」の環境整備支援金として受けた寄付金を活用し、施設内の整備等を行う経費を計上しております。

その下、5 項 3 目 体育施設維持管理費 259 万 4 千円です。北浦体育館において、玄関ホールおよび 2 階バルコニー部分の軒天井が下がっていることから、撤去する経費を計上しております。

続いて、11 款 1 項 1 目 農地災害復旧事業 32 万 3 千円です。大雨により被害を受けた鹿島地区の農地について、災害査定に係る設計委託料を計上しております。

42 ページ、43 ページをお願いします。

11 款 1 項 2 目 農業用施設災害復旧事業 121 万 3 千円です。7 月の長雨の影響により水路に堆積した土砂を撤去する費用および水路の復旧費用を計上しております。

同じく、2 項 1 目 公共土木施設災害復旧事業 96 万 7 千円です。大雨の影響により被害を受けた施設の修繕費を計上しています。

9 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 2 億 8548 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 105 億 3395 万 3 千円となります。

次に、第 2 条の債務負担行為の補正については、14 ページの第 2 表のとおりでございます。

次に、第 3 条の地方債の補正については、15 ページ第 3 表のとおり、追加が 1 事業、変更が 2 事業あります。

続いて、47 ページをお願いします。

議案第 6 号 令和 6 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 56 ページ、57 ページ

をお願いします。

1 款 1 項 1 目 一般管理事業 78 万 4 千円です。現行の紙の保険証が廃止されることに伴い、マイナンバーへの紐づけ確認のための加入情報のお知らせおよびマイナ保険証に関する周知用リーフレットを作成、送付する経費を計上しております。

次に、5 款 2 項 2 目 健康診査事業 3 千円です。人間ドックの委託料の診療報酬単価の改定に伴い、不足額を計上しております。

47 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、78 万 7 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 17 億 8075 万 7 千円となります。

続いて 59 ページをお願いします。

議案第 7 号 令和 6 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳出としまして 68 ページ、69 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目 一般管理事業 218 万 8 千円です。介護認定調査員が 1 名増員となったため、不足する人件費を計上しております。

その下、5 款 1 項 1 目 返還金事業 1 億 1297 万 1 千円です。令和 5 年度分の清算による国庫負担金等の返還金を計上しております。

59 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、1 億 1515 万 9 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 20 億 7979 万 2 千円となります。

続いて、71 ページをお願いします。

議案第 8 号 令和 6 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 80 ページ、81 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目 居宅介護支援事業 2 万 7 千円です。4 月から採用した介護支援専門員の研修に係る負担金を計上しております。

その下、2 款 2 項 1 目 訪問介護サービス事業 8 千円です。ホームヘルパーの資格要件に必要な研修を受講するため、不足する研修負担金を計上しております。

71 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 3 万 5 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 9317 万 5 千円となります。

補正予算の説明は以上でございます。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

失礼いたしました。1点、訂正をさせていただきます。

すみません、9款1項2目 消防団運営事業につきまして、積載車の廃車の部分で、灘山班の軽四積載車の廃車を壇山と言ってしまった。誤りです。これは、灘山班の軽四積載車の廃車に伴う費用です。訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

続きまして、議案書の83ページをご覧ください。

議案第9号 令和5年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

続きまして、議案書の84ページをご覧ください。

議案第10号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、次のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

続きまして、議案書の86ページをご覧ください。

同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、現委員の森公士氏が令和6年10月2日をもって任期満了となるので、後任として三木俊明氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。本人の略歴については、記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の87ページをご覧ください。

同意第2号 土庄町教育委員会委員の任命についてでございます。現委員の三浦弘氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるので、後任として石井昌彦氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。本人の略歴については、

記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から同意第 2 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 8 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 2 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 8 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 8 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 8 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第 10 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

日程第13、議案第10号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議案第10号 香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部改訂について反対討論を行います。

本案につきましては、保険証の廃止、マイナンバーカードへの移行ということで、保険証の廃止そのものに対しても反対ですし、資格証明書をあえて発行する、こういうやり方は全く必要ないと、今までどおり紙の保険証を使えばいいというふうに考えますので反対をいたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

この件につきましては、国の施策であり、わが町としてもぜひ実施すべきかと考えますので、賛成いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

私もマイナンバーに関しては、マイナンバーそのものが事故とか問題が多発しており、また、保険証をなくすることによって、今後混乱が大変予想されるので、拙速にすぎると思いますので、反対します。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

採決（同意第 1 号及び同意第 2 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 14、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第 15、同意第 2 号 土庄町教育委員会委員の任命については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 2 号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上程、趣旨説明 (発議第 1 号)

○議長 (濱野良一君)

日程第 16、発議第 1 号 決算特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長 (濱野良一君)

5 番 小川務君。

○5 番 (小川務君)

発議 1 号について、趣旨説明をさせていただきます。

記載のとおり、令和 5 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、決算特別委員会を設置しようとするものであります。

以上でございます。

○議長 (濱野良一君)

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑 (発議第 1 号)

○議長 (濱野良一君)

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決 (発議第 1 号)

- 議長（濱野良一君）
発議第1号 決算特別委員会の設置について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

- 議長（濱野良一君）
ここで、暫時休憩といたします。再開は、11時を予定しておりますので、皆さま、よろしく願いいたします。
また、議員の皆さんは一旦、委員会室にお集まりください。

休 憩 午前10時49分
再 開 午前11時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（濱野良一君）
再開いたします。

決算特別委員会委員の選任（決定第1号）

- 議長（濱野良一君）
日程第17、決定第1号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、決算特別委員会委員に、2番 石井亨君、3番 宮原隆昌君、6番 井藤茂信君、7番 大野一行君、8番 鈴木美香君、11番 福本達雄君、私、濱野良一、以上7名の諸君を指名いたします。

- 議長（濱野良一君）
お諮りいたします。ただ今指名の諸君を、決算特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名の諸君が決算特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

- 議長（濱野良一君）
暫時休憩いたします。なお、休憩中に決算特別委員会を開催していただき、

正副委員長の選任をお願いいたしたいと思います。決算特別委員は、委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 11 時 01 分

再 開 午前 11 時 03 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）

休憩中に、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長 宮原隆昌君、副委員長 大野一行君、以上でございます。

委員会付託（議案第 9 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 9 号 令和 5 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。議案第 9 号については、先ほど設置いたしました決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明 (発議第 2 号)

○議長 (濱野良一君)

日程第 18、発議第 2 号 有機フッ素化合物 (PFAS) 対策の推進を求める意見書については、議員提案でございます。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長 (濱野良一君)

8 番 鈴木美香君。

○8 番 (鈴木美香君)

8 番、鈴木美香です。

では今回、有機フッ素化合物 (PFAS) 対策の推進を求める意見書を提出いたしました提案理由を述べさせていただきます。

PFAS (ピーファス) は、約 1 万種類以上ある有機化合物の総称で、人体や環境に対しての有害が指摘されており、世界的な環境問題になっている。人工的に開発された物質で、水や油をはじき熱に強いなどの特性から、さまざまな用途に使われてきました。

身近なものでは、フライパン表面加工、学生服、撥水性のアウトドア用品、化粧品などに使用されています。

また、分解されにくく蓄積されやすいため、なかなか消えないことから「永遠の化学物質」とも言われています。

一方で、とくに PFOA (ピーフォア)、PFOS (ピーフォス) は、発がん性や胎児・乳児の成長阻害等の有毒性を持つことが分かっており、現在では、製造、使用が禁止されています。しかし、PFAS のよる汚染が、国内で初めて沖縄で確認されてから約 7 年が経過し、今では全国各地で汚染が見つかり、PFAS 汚染列島ともいえるような状況になっています。

全国的に大きく PFAS 汚染の報道がされる中、7 月末には観音寺市茂木浄水場の井戸水、水道原水から PFAS が、国の飲料水の暫定目標値の 50ng/L を超え、74 ng/L が検出されました。

現在、原因を調査中のようですが、「香川でもか」と、衝撃を受けました。観音寺市だけではなく、綾川、三豊、小豆島、東かがわなどでも 4~49 ng/L と、暫定目標値以下とはいえ、PFAS が検出されています。アメリカの基準 4ng/L に照らすと、かなりの検出と言えます。

また、大阪、岡山などでも暫定目標値を大きく上回る数値が検出されており、汚染の拡大が明らかになるにつれ、住民の不安の声も大きくなってきています。住民の安心、安全、健康を守るのは基本です。しかし、地方自治体が対策を担うのは財政的にも厳しく、国による調査、法整備、対策、支援等が必要です。

かつて、日本では水俣病やイタイイタイ病など、さまざまな公害病が発生し、多くの被害者が今なお苦しんでいます。PFAS 汚染による健康被害などが拡大しないためにも早急な対策を国に求めるため、意見書を提出したいと思います。

以上が、提案理由の説明です。以上です。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ちょっと、確認させていただきたいんですけれども、この PFAS と呼ばれるものは約 4700 種類、もしくは 1 万 2000 種類とか、そういった膨大な種類があるというふうに言われておりますが、すべてがすべて人体に悪影響を及ぼすものなのかというのを、ちょっと確認したいんですけれども、そのあたりよろしくをお願いします。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

私の知る範囲では、とくに PFOA、PFOS という物質が、発がん性や乳児・胎児の成長阻害を持つと言われており、ほかの物質はそこまで今のところ問題はないと言われてしています。

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

意見書を拝見させていただいてればですね、全体的な PFAS に対しての対策を求められているように見えるんですけども、ただ一例ではですね、先ほど鈴木議員がおっしゃってたような特定の PFAS、PFOA、PFOS ですね、こういった有害性が認められている、もしくはその可能性がある、そういったものが例文に含まれてますので、もうちょっと個人的には精査するとか勉強するとか、されたほうが良かったのではないかというふうに個人的な印象を持ってるんですが、そのあたりどういうふうに思ってるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

確かにそういう意見はあるかと思うんですけども、取り急ぎ何万種類ありまして、これ、かなり専門的な化学物質ですので、私がちょっと勉強したぐらいで、すぐに認識できるとは思えませんし、何よりも問題が発出しておりまして、専門家は PFOA、PFOS を特定して、今汚染が広がってるということです、まず、先ほども申し上げましたけども、地方では、もちろんそういう知識も難しいというのと、予算、財政、人の手当てが難しいので、まず国が、現実問題、小豆島も出てます。これをアメリカなどは予防規制という考え方ですけど、日本はできた後に対策する。しかも水俣病なんか何十年も放置して分かってる上で、後で被害が拡大するんですね。なので、今出てるとするのであれば、早急に手当てをしたり、確定しないでも、確定しないというんではないんですけど、なんて言いますかね、もう今問題が出ているので、7 年前から沖縄では拡大し続けています。なので、私は早急に予防規制の観点から始めるべきだと思っています。

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

環境省のホームページも拝見させていただいたんですけども、今年度の 6 月からですね、環境省からの業務委託というかたちで、いくつかの大学が早急に研究を進めているという、今そういった状況でですね、一体何がどういうふうに人体に影響するかしないのかということも含めて、今、国のほうが動いてるという認識は私はしております。

ただですね、この意見書の中でも日本の基準が 1L あたり 50 ng というかたち

で、「根拠に乏しい」というふうには、こちら書かれてるんですけども、WHO イギリスでは、PFOS、PFOAでは1Lあたりの入っている量は100 ngずつというふうになっておりまして、日本の基準は4分の1ですね。当時、この基準、暫定目標値を作られた際に、当時のそういった委員会の中で科学的知見に基づいて作られたというふうには認識しておりまして、これ何を基に科学的根拠が乏しいというふうにおっしゃってらっしゃるのか、もしお伺いできればお聞きしたいんですけどもお願いします。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

私、科学者じゃないので、そのあたりの文章といたしますか、先人が書いてるものをそのまま、そのままというもおかしいんですけども、今のところ、どういう言い方したらいいんですかね、危ないのは間違いがないので、そういう細かいことを今、詰めてる場合ではないと、すでに私は思っています。観音寺市で、もう出ましたし、小豆島でも出ました。今後、汚染は拡大されるだろうと、もう見込まれてるんですね。先ほども申し上げましたけども、豊島の産廃のすごい重大、40年かかったんです。それを早い段階で手当てしてたら、こういうことにはならないです。日本は、すごい分かっているけどこの案件か、そういうちゃんとした根拠がないとか、まだ誰も発がんの物質が特定されていないという言い回しで、どんどん切り捨てられてすごく拡大したっていう歴史的なイタイイタイ病も水俣病も全く同じ理由です。なので、私は早急に50 ngの根拠がないということにこだわるのではなく、早急に手当てをするべきだという観点からお話しして、科学者じゃないので申し訳ないですけど、詳しい説明は私にはなかなか不可能かなというご答弁にさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ほかに質疑はございますか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

3番 宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

小豆島でも検出されたということですけども、具体的には、わが土庄町内の井戸とか水道水、それから河川、そういうところから出たんでしょうか。私の認識不足で、分かれば教えてください。できれば、数字もお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

香川県の水道公団（水道企業団）の情報では、4月9日の検出により福田浜、森庄川原水で8 ng/Lが検出されています。

○議長（濱野良一君）

3番 宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

福田の森庄川ということですのでけれども、あと土庄町内の、例えば伝法川とか、あとの河川等を検査しても今は出てないということではないでしょうか。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

今のところ、私が調べたわけではございませんが、水道公団（水道企業団）の情報では出ておりません。

○議長（濱野良一君）

3番 宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

全然出てないのかどうか、私も調べたいとは思いますが、香川県水道企業団ですね。以上です。終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

11番 福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

暫定の目標値50ng/Lですかね、これを対象となる水は供給されている水道水とか浄水される前の水原水とか、ペットボトルなどで販売されている水、いずれにも対してでしょうか。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

福田の水は原水ですので、飲料水に入ってます。それで、ちょっと情報が薄いんですけど、ペットボトルの中にも混在されているというふうな情報はあります。

○議長（濱野良一君）

11番 福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

現在、供給されている水道水については、数値的にはどんなんでしょうか。

小豆島内です。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

ネットの情報では、検出されていないって4ng/L以下は、ちょっと小さすぎて、おそらく出ないんだと思います。なので、そりゃ0というのはいないです。ただ、4ng/L以上を数字的に列挙しますので、今のところ小豆島町の福田浜以外は、その情報は載ってないです。

○議長（濱野良一君）

よろしいですか。ほかに。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これで発議第2号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

発議第2号 有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

1番 岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ちょっと先ほども質問させていただいたんですけども、現段階で急がれるという理由も当然分かるんですけども、もう少しですね、しっかりと精査した上で勉強会を開くなどしてですね、しっかりと理解を深めた上で議会としてですね、意見書を提出するのがいいのではないかと思いますので、現段階では賛成のほうはいたしかねます。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議論がね、非常にレベルの低い議論になっただけですけど、PFAS が出てんのは、日本全体出とって、ペットボトルで販売されてる飲み水からももう PFAS 出てるんですよ。で、意見書を地方から挙げていくって言うのは、うちの町で出てくかどうかとか小豆島町で出てくかどうかではなくって、日本全体の PFAS の調査を国が率先してやるべきじゃないですか、ということをして土庄町の議会として意見書として挙げていくということなんで、話を歪曲化、小さくしてしまっただけで議論をして賛成、反対とかってというような話になってしまうのは、私は違うと思います。

これ国のほうも今、率先してやらんといかんということで、やってるんですよ、現実的に。で、私、今、水道企業団の議員もさせていただいておりますけれども、水道企業団の中でも香川県全体で PFAS の調査はやらないといけないと、県知事が率先してやってるんですね。今、鈴木さんがおっしゃったのは、香川県が PFAS の調査をやるときに、県の予算だけでは限界があると。だから、国がきちんと県に対して予算を出して、国の責任において県を助けながら、水道企業団を助けながら、それぞれの地域での PFAS が人体に影響を及ぼさないようにしていくということをするべきじゃないかということが、今回の意見書の趣旨ですので、そこをやっぱ外してしまうと議論がおかしな方向に行ってしまうと思うんです。

私が言いたいのは 2 つなんですけど、1 つは、アメリカに比べて日本の目標値、基準値っていうのは非常に低いと。これ国際基準から見ても、日本が PFAS に対する警戒が非常に弱いということを示してるんですが、それと、人体に被害が出てからでは大変な問題になってしまうということで、国も今、全国的に調査を進めておりますけれども、それを地方自治体が国に対して意見を挙げていくということは、非常に大事なことで、地方自治体の努力を国が支援をして、協力をしてイニシアチブを取っていくということは、当然のことだというのが当たり前な理解になっておりますので、もうちょっと議論をきちんと整理して討論に入るべきじゃないかなと思います。

私はそういう意味では、香川県それから土庄町水道企業団、小豆郡のね、国が支援を、きちんと調査の支援をしていく。まあ今もやっておりますけど、そこに地方議会から声を挙げていくということは当然のことだと思いますので、賛成をしたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

（議場から発言を求める声）

○議長（濱野良一君）

終了しましたので、私、発言しました。

お諮りいたします。

発議第 2 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 19、発議第 3 号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書については議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書についての説明を行います。

3 年に 1 度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が 4 月から 2%～3%引き下げられ、多くの事業所や介護関連の団体から怒りと不安の声があがっています。訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の住宅での生活を支える上で欠かせない事業であります。

厚生労働省は引き下げの理由として、「訪問介護の利益率が高い」と言いますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる「集合住宅併設型」や都市部の大手事業所が利益率を引き上げているものであって、わが町の様な都市から離れた地域では、条件が全く異なり、事業所は厳しい運営を強いられています。

訪問介護事業所は、厚生労働省データでも約 4 割が赤字、去年の倒産件数は過去最多を更新しています。

また、介護職員の賃金は全産業平均を月額 7 万円下回っており、改善とは程

遠いものです。物価は 2020 年から約 8%以上の上昇、物価の高騰や感染対策、処遇改善を考えれば、10%以上の報酬引き上げが必要です。

厚労省は、「処遇改善加算」により、トータルでプラスになると説明しますが、それは現行の処遇改善加算を取得していなかった事業所のケースであり、対象は 1 割しかありません。また、加算には段階ごとに様々な要件と負担を強いる上に、どの事業所も最高段階の加算を受ける現実性はありません。介護の現場の人手不足も年々深刻化しており、介護人口が増えるほど、職員の負担が増え、そのうえ報酬まで引き下げられることで、さらに職員が減るという悪循環に陥っています。

改定された訪問介護の基本報酬は、食事の介助やおむつ交換などの「身体介護」や掃除や買い物、調理などの「生活援助」も 2%~3%の減額です。訪問介護、夜間訪問介護、定期巡回型訪問介護もすべて削減されました。この影響は、高齢者介護や障害者介護だけでなく、今急増している認知症ケアや介護と子育てを背負うダブルケアラー、祖父母の介護を背負うヤングケアラーなどへの支援も衰退させるもので、多くの事業所や各団体から抗議と怒りの声が集中しています。報酬改定のパブリックコメントは前回の 12 倍で、ほとんどが訪問介護報酬に関する内容であったと厚労省部局も応えています。

6 月 5 日、衆議院厚労委員会は、「介護障害者福祉事業者の処遇改善に関する決議」を全会一致で議決しました。その議決は自民党、公明党、立憲民主党、日本共産党、維新の会、国民民主党、有志の会などが共同で提案したものです。決議では、今年度の訪問介護の報酬引き上げの影響を速やかに検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう訴え、基本報酬を引き下げられた訪問介護の事業者らの意見も聞くべきだと指摘をしています。政権与党も含めて見直しを求める決議が、国会から上がるのは異例の事態です。この決議に向き合い、訪問介護の減少と在宅介護の崩壊をくい止める根本的な処遇改善が必要です。よって、国および政府においては、訪問介護の基本報酬を早期に引き上げ、介護事業を十分に支えられる報酬とするよう再改定を強く求めます。

以上で説明を終わります。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 3 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

1 番 岡本真澄君。

○1 番 (岡本真澄君)

この訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに関してですね、私も島内の訪問介護の事業者から「正直言って大変厳しい」というお声を直接お聞きしました。福本耕太議員におかれましても島内の事業者、そういった事業者さんから、そういった直接の声というのを聞いたのかどうか、その 1 点だけを確認させていただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

島内の事業者、これは公、民間含めてでよろしいですかね。

もちろん、お聞きをいたしました。すべて回ってお聞きしたわけではありません。個別にね、回って聞けるところに対しては聞いてきました。これ、提案させてもらったのは、全国的にいろんなところから挙がってるからということで、提案させていただいております。以上です。

○議長 (濱野良一君)

ほかにございますか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

4 番 森英樹君。

○4 番 (森英樹君)

この訪問介護は物価高の中、下げられるということは、私、個人的にもちょっとどうかなという気はしてるんですけども、この 3 年に 1 度の介護報酬の改定、この意見書等、国会のほうでも審議されるんですけども、3 年に 1 度というのが、今回の議論が高まった中では、3 年先の改定以外にも再改定ができるというような意味合いも含まれてるのでしょうか。

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

すいません、質問の内容に対して答えが合ってるかどうか、ちょっと自信がないんですけども、介護保険の改定が 3 年に 1 度というふうに今、法律で決まってるんですが、国会のほうで報酬の引き上げ等の議論を行うっていうのは、別に 3 年に 1 回しないといけないということではないので、地方自治体なんか

が介護保険制度の議論をする場合については、3年に1度の改定期間があるんですけども、国会の場合、別にそういう議論するのに3年に1回ないとあかんとか、そういう法律はない、ですので、ここにも最後に書いてるんですけども、早期の引き上げを求めるんですけども、これは別に3年後まで待たんといかんとかっていう話ではないと。すぐにでもできると、いうふうな理解をしております。よろしかったでしょうか。よろしいですか、森議員。

○4番（森英樹君）

はい。

○議長（濱野良一君）

ほかにございますか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第3号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第3号）

○議長（濱野良一君）

発議第3号 訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙（選挙第1号）

○議長（濱野良一君）

日程第20、選挙第1号 土庄町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につい

てを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了にあたり、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項により選挙をしなければならないことになっております。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。被指名人の氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長 (三枝恵吾君)

それでは朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

選挙管理委員会委員には、片山和昭、中村数幸、須浪宏和、奥村忠、同補充員には、第 1 順位 三宅隆幸、第 2 順位 谷忠敏、第 3 順位 濱口美恵子、第 4 順位 森本知子。以上でございます。

○議長 (濱野良一君)

お諮りいたします。

ただ今、ご指名いたしました諸君を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名の諸君が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

散会

○議長 (濱野良一君)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、11時45分より委員会室にて、総務建設常任委員会を開催いたします。
終了後、引き続き、教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお
願いいたします。

散 会 午前11時36分